

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

上記審査請求人から平成22年8月2日付けで提起された、[Redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成20年4月から平成22年6月までの通院移送費請求に対する不作為（以下「本件処分1」という。）及び平成22年6月24日に請求人が行ったタクシーによる通院移送費支給の申出に対する不作為（以下「本件処分2」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁が行った本件処分1についてはこれを取り消し、本件処分2については請求を棄却する。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求に至る経緯

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が通院移送費の支給を処分庁に求めたが、処分庁がこれを支給しないことを不服として、平成22年8月2日付けで審査請求を提起した事案である。

2 審査請求人の主張

請求人の請求の趣旨は、処分庁に対して通院移送費の給付を求めるもので、その理由は、大要次のとおりである。

(1) 平成22年6月24日、地区担当員から通院移送費申請の件について電話

があり、この申請書の入手先の質問のほか、通院移送費は車椅子の人達でなければ出ないとの説明を受けた。この際には、請求人に対して一応上司と相談すると告げられた。

- (2) 通院移送費の給付手続は、「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「要領」という。)第3-9-(3)-アにおいて、給付手続の周知は「要保護者に対し、移送の給付について、その内容を原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である事を周知すること。」と規定しているが、処分庁は今日まで要保護者に対して通院移送費給付手続の周知を行っていない。

したがって、ほとんどの方が給付手続を知らないのであるから、請求できない状況にある。

- (3) また、要領第3-2-(1)-アに規定する医療扶助の始期及び要領第3-9-(3)のイに規定する給付決定に関する審査に関わる事項は、要領第3-9-(3)のアの給付手続の周知が前提となるものである。

- (4) 請求人は、代理人から通院移送費給付の手続方法を聞き申請したもので、申請日より以前の通院移送費を申請するのは当然の権利である。

- (5) 処分庁は、通院移送費を認めておらず、地区担当員から要領等についての説明はなく、請求人は足腰が痛みバス昇降が困難なため

通院したものであるから通院移送費申請を認め給付すべきである。



3 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求の棄却を求めるもので、その理由を次のとおり主張している。

- (1) 平成22年6月23日に請求人から送付された請求内容に係る未給付処分について

平成22年6月23日に、請求人から、平成20年4月分から3医療機関への通院に係る公共交通機関やタクシー利用の通院移送費の請求がなされた。これに対しては、要領第3-9-(3)-イのとおり、「福祉事務所に於いて給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費については、原則として給付の対象とならない」こと、また、請求人から平成20年9月から平成22年6月23日までに通院移送費について何らの相談もなかったことについて、要領第3-9-(3)-ウに規定されている事後申請の取扱いにいう「事前の相談が困難なやむを得ない事由」は確認できない。

以上のことから、当該期間の通院移送費の請求については給付が認められないものと判断した。

- (2) 平成22年6月24日に請求人から相談があった

への通院に係るタクシー代の未給付処分について

請求人から[]までのタクシーによる通院移送費について、平成22年6月24日に相談があったため、同日地区担当員は、主治医に病状調査の依頼を行い、主治医からの意見、嘱託医との協議結果から、請求人が要領第3-9-(2)-イにいう「傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者」に該当しないものと判断した。そして、これに基づき査察指導員と地区担当員により協議を行い、要領第3-9-(2)-アからクの要件のどれにも該当しないものであることから請求人に対するタクシー代の給付は容認できないものとした。

よって、平成22年6月24日以降の[]への通院に係るタクシー代について給付を認めないものと判断したものである。

(3) 以上のとおり、処分庁は、要領第3-9-(3)-イに規定されている給付手続に沿って、請求人からの申請内容を検討した結果、請求人に対する通院移送費を未給付としているのであり、何ら不当な点はない。



第2 審査庁の判断

1 認定事実

審査庁において調査したところ、次の事実が認められる。

- (1) 平成20年2月12日付けで請求人は保護申請を行い、処分庁は同年2月29日に保護申請日を開始日として生活扶助、住宅扶助及び医療扶助の併給とする保護開始決定を行った。
- (2) 平成22年6月23日に処分庁は、請求人から郵送で平成20年4月から平成22年6月に至る通院移送費についての請求書を受領した。請求の内容は、①平成20年9月2日から平成21年12月25日までの間における[]の通院に係るタクシー利用[]回分の[]円、②平成21年8月26日の[]の通院に係る電車利用[]回分の[]円及び③平成20年4月23日から平成22年6月16日までの間における[]の通院に係るバス利用[]回分の[]円となっている。
- (3) 平成22年6月24日に処分庁は、請求人に対し、通院移送費については事前の相談が必要であることを説明したが、書面による通知は行っていない。請求人は[]への受診はタクシーを利用しなければならないため、月2回の通院に係るタクシー代の支給申請を行いたいとの申出を行い、処分庁は今後の通院移送費について検討を行う旨説明した。同日、処分庁は、[]に連絡し、病状調査の依頼を行い、翌日、主治医宛てに病状調査票を送付した。

(4) 平成22年7月15日、[REDACTED]から処分庁に対して回答があり、その内容は、今後の受診は必要であるものの歩行可能であり、公共交通機関の利用が可能であるため、タクシーによる通院の必要性はないというものであった。

平成22年7月23日、処分庁では通院移送費について嘱託医協議を行い、タクシーによる通院は不必要との結論に至った。また、同日処分庁において、査察指導員と地区担当員で協議を行い、タクシーを用いての通院移送費の支給は認められないとの結論となった。

同日、処分庁は請求人に対して、以上の結論について説明を行った。

2 判断

(1) 本件審査請求の対象について

ア 本件処分1に関する本件審査請求の対象について

請求人は、本件審査請求の対象を「[REDACTED]福祉事務所が行った通院移送費請求に対する不作為の行為」としている。1(2)のとおり、処分庁は、請求人から郵送された通院移送費の請求書を受領したことが認められる。

処分庁の不作為を審査請求の対象とする場合、申請に対して処分庁が応答しないことの違法性を審査するものであることからすれば、当然保護の申請あるいは変更申請がなされていることがその前提となるため、本件審査請求における移送の給付を求める保護の変更申請について検討する。

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第7条は「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。」と規定されている。

平成13年10月19日の大阪高等裁判所判決によると、「生活保護法(略)は生活保護の開始申請を書面によって行わなければならないとするものではなく同法の委任を受けた施行規則第2条第1項も、書面の提出を申請の要件としているものではないと解される。」とされ、また、「申請者において申請の表示行為を行う必要がある。」とされている。

これを本件についてみると、1(2)のとおり、請求人から、通院移送費の請求書が処分庁に送付していることが認められる。

当該請求書の送付は、請求人が通院移送費の支給を求めて請求したものと解され、移送の給付を求めるための客観的で明確な意思の表示と捉えることができる。

一方、処分庁は請求人に事前の相談が必要であることの説明を行ったものの、書面による通知はしていない。

そこで、生活保護法(昭和25年法律第144号)第24条第4項の規

熊手
知事

定により請求人は保護の変更申請が却下されたものとみなして、本件審査請求を提起したものと見るのが相当である。

イ 本件処分2に関する本件審査請求の対象について

請求人は、1(3)によれば、XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXへの受診のための通院移送費の支給を電話で地区担当員に申し出ていることが認められる。

処分庁はこれを受けて病状調査を行っていることから、当該申出を保護の変更申請があったものとみなすことが妥当である。そして、本件審査請求は、6月24日から30日以上が経過した8月2日になされたものであることから、生活保護法第24条第4項の規定により保護の変更申請が却下されたものとみなし、本件審査請求が提起されたものと見るのが相当である。

以上から、本件審査請求は、本件処分1及び本件処分2のみなし却下処分の取消を求めるものと解するのが相当である。

(2) 本件処分1の判断について

医療扶助の移送については、要領に定めがあり、第3-9-(3)ウに「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。」ということが示されている。

さらに、生活保護問答集第2編医療扶助運営要領関係問60の3「事後申請の取扱い」において、「緊急の場合等」とは、「休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的な傷病もしくは傷病等の状態により福祉事務所へ連絡できない状況などは事後の申請でもやむを得ないものとする。

また、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合(平成20年4月1日以降に生じた事案に限る)については、上記緊急の場合に準じて取り扱うものである。」としている。

処分庁は、移送費に関する保護の変更申請が事後申請であること、さらに要領第3-9-(3)のウにいう「事前の申請が困難なやむを得ない事由」は確認できないことから、請求人の求める通院移送費の請求については、認



められないとしている。

これを本件について見れば、審査庁としては、処分庁の弁明書、あるいは前記認定事実からは、当該申請が緊急の場合に当たるものかの検討、判断を行ったと認めるに足りる主張あるいは事実を見出すことはできなかった。

したがって、処分庁は、移送費の支給の判断に要する支給要件の一部についての検討を行わずに処分を行っているものと認められる。

よって、本件処分1は取消を免れないと判断する。

(3) 本件処分2の判断について

医療扶助の移送については、要領第3-9-(3)において、給付手続きが示されているが、その給付決定に関する事務手続については「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付け社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「通知」という。）により行うこととされているところである。

これによれば、受診する医療機関への通院が移送の給付の対象となるかについては、主治医訪問、嘱託医協議等により調査を行うこととされており、また、給付対象となる交通機関の適否については、一般世帯の通院手段と被保護者の病状・障害等の状況に照らして判断することが基本となり、タクシー等の利用については、病状・障害等の状況から真にやむを得ない理由があるか検討を行うこととされている。

処分庁においては、要領及び通知に基づき請求人の医療移送費の必要性について、前記認定事実(3)のとおり主治医意見聴取及び嘱託医協議により検討され処分庁としての判断を行っていることから、手続的な違法は認められず、また、その判断も医療機関の専門的知見をもとに判断されていることから裁量権の濫用、逸脱はなかったものと判断できる。

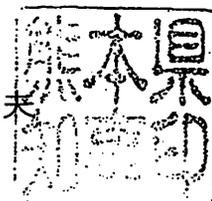
以上から、本件処分2に違法、不当な点はないと判断する。

3 結論

以上から、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第2項及び第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成24年9月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として（[]が被告の代表者となります。）本件処分の取消しの訴えを、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又はこの裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

